

## ダイトウノスリの国内希少野生動植物種からの削除について

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律においては、我が国において絶滅のおそれの高い野生動植物種を「国内希少野生動植物種」に指定し、その捕獲等を規制すること等により、種の保存を図っている。
- (2) 国内希少野生動植物種であるブテオ・ブテオ・オシロイ（ダイトウノスリ）については、1970年代初めの観察記録以降の確認が無く、大阪市立大学が2001年から2011年にかけて実施した南北大東島の鳥類調査による長期滞在期間中にも、本亜種と推定される個体は確認されていないことを受け、最新の「第4次レッドリスト（平成24年8月公表）」において、絶滅種（EX）とされたところ。
- (3) 国内希少野生動植物種は種の保存法において、「その個体が本邦に生息し、または生育する絶滅のおそれのある野生動植物種」と規定されており、絶滅種はそれを満たさないことから、ブテオ・ブテオ・オシロイ（ダイトウノスリ）を国内希少野生動植物種から削除することとする。

## (参考) ダイトウノスリの概要

## 1. 分類

タカ目 タカ科 ダイトウノスリ *Buteo buteo oshiroi*

## 2. 特徴

ユーラシア大陸からアフリカ大陸に広く分布しているノスリの1亜種。大東諸島に留鳥として生息していたが、その生態については、ほとんど知られていない。

## 3. 分布状況と生息状況について

南大東島、北大東島のみに分布。

1964年に南大東島から3つがいの記録があるが、その後は繁殖の記録がない。

北大東島では1973年に1羽が観察されたのみ。

出典：改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 ―レッドデータブック― 2 鳥類(2002)  
日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年六月五日法律第七十五号）（抄）

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

（略）

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。